

平成31年度

保育所(園)の新規入所(園)者を受付



受付期間

11月1日(木)～15日(木)

※町外の保育所(園)への入所(園)を希望する方は、各市町村で別に定める締切がありますので、10月31(水)までに健康づくりセンター「プラム」へ申込用紙を提出してください。

※平成30年4月から光町中央幼稚園が認定こども園となり、平成31年4月からまさご幼稚園が認定こども園となる予定です。入園を希望する方は、直接、各園で手続きしてください。

平成31年4月以降に保育所(園)へ入所(園)を希望する児童の申込を受付します。

なお、継続入所(園)の方には、後日、各保育所(園)を通じて現況届の関係書類を送付します。

■保育所(園)へ入所(園)できる児童は、その保護者が次のいずれかに該当する場合があります。

- ① 就労
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病・障がい
- ④ 同居または長期入院等をしている親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動(起業準備を含む)
- ⑦ 就学
- ⑧ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

※入所(園)希望児童が定員を上回る場合、入所(園)できないことがあります。

■申込用紙の配付・提出場所
 ・健康づくりセンター「プラム」
 ・町内各保育所(園)

☎健康こども課こども班
 (82)3400

申請が必要です

交通遺児手当の支給

交通事故で保護者が死亡または重度の障害者となった場合、義務教育が終了するまでの児童を養育する保護者に対し、交通遺児手当を支給しています。

新規に手当を受けるには、申請が必要です。

支給額

児童1人当たり 月額6,000円

必要書類

- ・警察署長発行の交通事故証明書
- ・重度の心身障害についての医師の診断書

☎健康こども課こども班

☎82-3400

ご活用ください

子育て用品のリサイクル

不要となった再利用できる子育て用品を譲りたい方または譲ってほしい方について、健康づくりセンター「プラム」で情報提供を行っています。

対象品目

- ・チャイルドシート
- ・歩行者
- ・ベビーカー
- ・ベビーベッド
- ・絵本、育児書
- ・おもちゃ
- ・未使用の紙おむつ
- ・食器

掲示期間

申請日から3か月間

申込方法

健康づくりセンター「プラム」の窓口にある申請用紙に必要事項を記入してください。

注意点

- ・譲りたい方、譲ってほしい方の情報を提供しますので、相互に連絡を取り合い、譲渡を行ってください。
- ・リサイクル用品は譲りたい方が保管してください。



☎健康こども課こども班 ☎82-3400